

個別注記表

1 重要な会計方針

① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

i. 有形固定資産

取得原価に基づく原価法により行っています。

ii. 無形固定資産

取得原価に基づく原価法により行っています。

但し、開始時の有形固定資産等の評価については、上記基準とは異なる方法を採用しているため、『6 開始時資産の算定』にて別途取りまとめを行っています。

② 有価証券等の評価基準及び評価方法

i. 満期保有目的有価証券

移動平均法に基づく償却原価法により行っています。

ii. 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価額等に基づく時価法、市場価格のないものについては、移動平均法による原価法により行っています。

③ 有形固定資産等の減価償却の方法

i. 有形固定資産

定額法によっています。

ii. 無形固定資産

定額法によっています。

④ 引当金の計上基準及び算定方法

i. 徴収不能引当金

債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率により計上しています。

ii. 投資損失等引当金

市場価格のない連結対象団体に対する出資金について、実質価額が30%以上低下した場合には、実質価額と取得価額との差額を計上しています。

iii. 賞与等引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上しています。

iv. 退職手当引当金

特別職を含む全職員の退職給付に備えるため、本年度末における自己都合要支給額により計上しています。

v. 損失補償等引当金

損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）により計上しています。

⑤ リース取引の処理方法

i. ファイナンスリース取引

通常の売買取引に係る方法により計上しています。但し、所有権移転外ファイナンスリース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

ii. オペレーティングリース取引

賃貸借取引に係る方法により計上しています。

⑥ 資金収支計算書における資金の範囲

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含まれません。

また、本年度末時点において歳計外現金の残高は51,901,483円です。

2 重要な会計方針の変更等

① 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
変更なし

② 表示方法を変更した場合には、その旨
変更なし

③ 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容
変更なし

3 重要な後発事象

① 主要な業務の改廃
該当なし

② 組織・機構の大幅な変更
該当なし

③ 地方財政制度の大幅な改正
該当なし

④ 重大な災害等の発生
該当なし

⑤ その他重要な後発事象
該当なし

4 偶発債務

① 保証債務及び損失補償債務負担の状況

事業内容	内訳	支出予定額
土地開発公社	貸借対照表計上額	585,426千円

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当なし

③ その他主要な偶発債務

該当なし

5 追加情報

① 対象範囲（対象とする会計名）

i. 一般会計等財務書類対象範囲

会計名
一般会計
墓地取得特別会計

ii. 全体会計財務書類対象範囲

会計名	連結方法
一般会計	
国民健康保険特別会計	
介護保険特別会計（介護保険事業）	
介護保険特別会計（介護サービス事業）	
下水道事業特別会計	
後期高齢者医療特別会計	
水道事業特別会計	全部連結

iii. 連結会計財務書類対象範囲

会計名	連結方法
全体会計	
王寺町土地開発公社	全部連結
王寺都市開発株式会社	全部連結
王寺地域振興株式会社	全部連結
老人福祉施設三室園組合	比例連結
奈良県葛城地区清掃事務組合	比例連結
王寺周辺広域休日応急診療施設組合	比例連結
静香苑環境施設組合	比例連結
住宅新築資金等貸付金回収管理組合	比例連結
奈良県後期高齢者医療広域連合	比例連結
社会福祉法人王寺町社会福祉協議会	全部連結

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当なし

③ 出納整理期間について

財務書類は、会計年度末（3月31日）を基準日として作成していますが、地方自治法第235条の5に規定する翌年度5月31日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって計上しています。

④ 表示単位

財務書類の表示金額単位は、千円とします。

合計金額の齟齬は同単位未満を四捨五入したことにより生じています。

なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示しています。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

i. 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

ii. 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

iii. 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

iv. 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

財政指標	王寺町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	14.95%	20.0%
連結実質赤字比率	- %	19.95%	30.0%
実質公債費比率	5.5 %	25.0%	35.0%
将来負担比率	- %	350.0%	-

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

会計名	事業内容	繰越理由	支出予定額
一般会計	企画費	繰越明許	25,000千円
一般会計	IT 推進課	繰越明許	21,552千円
一般会計	戸籍住民基本台帳費	繰越明許	5,395千円
一般会計	老人福祉費	繰越明許	6,000千円
一般会計	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費	繰越明許	58,746千円
一般会計	児童福祉総務費	繰越明許	2,355千円
一般会計	健康づくり推進費	繰越明許	4,704千円
一般会計	地籍調査費	繰越明許	12,098千円
一般会計	商工業振興費	繰越明許	78,793千円

一般会計	消防施設費	繰越明許	148,352千円
一般会計	学校管理費	繰越明許	2,283千円
下水道事業特別会計	下水道建設費	繰越明許	2,000千円
介護保険特別会計（介護保険事業）	一般管理費	繰越明許	7,755千円

⑧ 売却可能資産に係る資産科目別の金額、その範囲や評価方法

i. 来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

該当なし

ii. 公共資産活用検討委員会といった庁内組織において売却予定の公共資産

該当なし

iii. 普通財産のうち活用が図られていない公共資産

該当なし

iv. その他の普通財産

該当なし

v. 用途廃止が予定されている行政財産

該当なし

⑨ 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

⑩ 基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし

⑪ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

基準財政需要額算入見込額
7,769,211千円

⑫ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

内容	金額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高	6,364,969千円
債務負担行為に基づく支出予定額	-千円
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	5,130,527千円
当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額	693,095千円
退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額	1,157,982千円
地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	585,426千円
連結実質赤字額	-千円
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	-千円

⑬ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

⑭ 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

純資産の部	内容
固定資産等形成分	過去に投資を行った資産の現在価額を表します。 貸借対照表の固定資産と流動資産の短期貸付金と基金の簿価合計となります。
余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいいます。 流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額となります。

⑮ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

会計名	基礎的財政収支
一般会計等	340,085千円
全体会計	1,207,571千円
連結会計	1,362,202千円

⑯ 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

一時借入金の増減額は資金収支計算書に含まれていません。

一時借入金の限度額 3,000,000千円

一時借入金の利子額 213千円

⑰ 重要な非資金取引

該当なし

6 開始時資産の算定

① 土地（道路、河川及び水路を除く）

原則	取得原価
例外	路線価若しくは地目別平均単価 × 地積

② 建物

原則	取得原価 ※建物付属設備や工作物の区分が判明する資産は区分しています。
例外	共済保険金額

③ 工作物

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

④ 立木竹

保険加入の対象となっている立木竹がないため計上なし。

⑤ 土地（道路、河川及び水路）

原則	取得原価
例外	備忘価額 1 円

⑥ 道路、農道、林道

原則	取得原価
例外	幅員別平均単価 × 面積

⑦ 橋梁

原則	取得原価
例外	直近工事の平均単価 × 面積

⑧ トンネル

計上なし。

⑨ 河川

計上なし。

⑩ 公園

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

⑪ 防火水槽

原則	取得原価
例外	類似資産の施工価額を参照

⑫ 下水道

原則	取得原価
例外	標準単価 × 延長

⑬ 物品（美術品含む）

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

⑭ ソフトウェア

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

⑮ リース資産（科目は資産種類で判断する。例：コピー機リース → 物品）

計上なし。

⑯ 建設仮勘定

原則	取得原価
----	------

⑰ 資本的支出

原則	取得原価
----	------